



2. 変更案及び変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。臨時株主総会の第1号議案に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、臨時株主総会の第1号議案及び第2号議案について原案どおりご承認が得られることを条件といたします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成21年9月8日といたします。

(下線部分は変更箇所)

本臨時株主総会第1号議案による変更後の定款	変更案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第5条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.00002054株の割合をもって交付する。</u>